

医政発 0331 第 10 号
令和 5 年 3 月 31 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

病院の併設について

地域医療構想については、これまで、「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づき、取組を進めていただいていたところであるが、今般、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するため、同一の認定再編計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「医療介護総合確保法」という。）第 12 条の 7 に規定する認定再編計画をいう。以下同じ。）に基づき再編を行う病院（以下「再編対象病院」という。）同士を併設する場合等における取扱いについて、下記のとおりとすることとしたので留意されたい。

また、都道府県においては、貴管内の市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

記

1. 各再編対象病院の区分について

再編対象病院同士を併設（再編対象病院同士を同一敷地内又は隣接する敷地内（公道をはさんで隣接している場合を含む。）に開設し、渡り廊下等で接続することで、必要に応じて患者又は医療従事者の相互の往来が容易となっていることをいう。以下同じ。）する場合には、患者に対する医療の提供に支障がないよう、表示等により各再編対象病院間の区分を可能な限り明確にすること。

2. 各再編対象病院に係る施設及び構造設備の共用について

再編対象病院同士を併設している場合であって、次に掲げる要件を全て満たしているときは、各再編対象病院に係る医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 21 条に規定する施設及び構造設備（以下「施設等」という。）は、それぞれの基準を満たし、かつ、各再編対象病院の患者に対する医療の提供に支障がない場合に限り、共用（日常的に継続して利用可能な状態にあることをいう。）が認められること。

- ・ 同一の認定再編計画に基づく再編であること。
- ・ 各再編対象病院が同一の地域医療連携推進法人（医療法第 70 条の 5 第 1 項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）に参加していること。
- ・ 各再編対象病院のいずれも出資持分のある医療法人により開設された病院ではないこと。

ただし、この場合にあっても、各施設等を管理する者を明確にしなければならないこと。また、次に掲げる施設等の共用は、認められないこと。

- ・診察室
- ・手術室
- ・病室

なお、上記の判断に当たっては、共用を予定する施設等についての利用計画等を提出させるなどにより、各再編対象病院の患者に対する医療の提供に支障がないことを確認すること。

また、共用を予定する再編対象病院の施設等に対して医療法第 27 条の規定に基づく使用前検査及び使用許可を行うに当たっては、当該共用により同法に定める基準を下回ることのないよう十分に注意すること。

加えて、現に存する各再編対象病院に係る施設等を共用する場合には、医療法に定める所要の変更手続を要すること。

3. 人員について

- (1) 各再編対象病院の医師、看護師その他の従業者を兼務するような場合には、各再編対象病院の人員に関する要件を満たすとともに、兼務により患者等に対する治療その他のサービスの提供に支障がないように注意すること。
- (2) 各再編対象病院に係る施設等の共用により、従業者の人員配置に変更のあるときは、医療法に定める所要の変更手続を要すること。
- (3) 従業者数の算定に当たっては、各再編対象病院における勤務実態に応じて按分すること。

4. 留意事項

- 上記 2 により、再編対象病院同士を併設し、施設等の共用を行う場合には、当該再編対象病院は事前に所在地の保健所等と十分に相談する必要があること。
- 認定再編計画に基づく再編であることを要件としていることから、あらかじめ医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場合での協議及び合意を経る必要があること。